

京都大学	博士(文学)	氏名	Tran Thi Minh Thi
論文題目	Divorce in Contemporary Vietnam : Prevalence, Patterns and Effects (現代ベトナムの離婚：その頻度・傾向・結果)		
(論文内容の要旨) ベトナムでは離婚はかつて文化的に忌避されていたが、1980年代後半に実施された刷新政策（ドイモイ）以降、離婚率の急激な上昇が指摘されている。しかし社会人口学的要因と離婚との関係について、個人単位データの統計的分析による実証研究はこれまでほとんどなされてこなかった。本研究では、ベトナム最高裁判所の離婚統計等の既存データに加え、紅河デルタ地帯の二つの地方裁判所の離婚記録(2000-2009年、農村部 499 件と都市部 1, 534 件)を用いた数量分析により、ベトナムにおける離婚の頻度やパターン、離婚理由などは、その背後にある社会的要因とどのように関連しているのかを明らかにする。社会的要因には、ジェンダー、文化的要因、人口学的要因（農村／都市、離婚前の同居形態）、ライフコース的要因(子どもの有無、出生コーホート、結婚年齢、結婚持続期間、離婚年齢)、社会経済的地位（経済状況）などが含まれる。また、分析結果の解釈を深めるために、離婚した男女についてのケーススタディも行った。 本研究の成果は以下の 12 項目に要約できる。 1. ベトナムでは離婚件数と離婚率の双方に上昇が見られ、農村部より都市部において顕著である。とはいえ、先進諸国に比べれば低い値に留まっている。 2. 離婚や別居の経験は近代的生活環境(都市居住、東南部居住、キン族、富裕層、有職女性など)において高い傾向がある。ただし教育レベルと離婚との間には負の相関が見られる。高い教育を受けた女性ほど恋愛結婚をしやすく、離婚を引き起こす高リスク因子（早婚や紹介結婚など）にさらされにくい傾向があるからと考えられる。 3. 離婚手続きはいまだに複雑で、調停という段階を含み、伝統的集団主義の影響を被る。特に農村部では、離婚は家族・親族・村の行政組織の直接の介入により集団で決定される問題である。他方で都市部の離婚は、近代化と個人主義の影響により、それほど複雑な手続きは必要としない。 4. 離婚は若年期に起こりやすい。農村部のような伝統的環境ではその傾向が強い。特に農村では子どものない夫婦の離婚が増加しているが、これは若年離婚と関係している。 5. 女性が主導権を握る離婚が増加している。この傾向は、出生コーホート、結婚年齢、離婚年齢、子どもの数や性別、経済状況および同居形態などに左右されない。 6. 子どもの価値は依然として高い。子どもの多い夫婦では女性より男性が離婚の主導権を握る傾向がある。			

7. 離婚は結婚後5年以内に極めて多く、大部分は10年以内に起こる。

8. 離婚までの結婚持続期間は、社会経済的地位、ライフコース的要因、文化的・人口学的背景に影響を受ける。離婚までの結婚持続期間が長いケースは、都市部居住、親と別居、晩婚、高い経済的地位など、個人主義と近代化の影響をより強く受けた夫婦に多い。他方、離婚までの結婚持続期間が短いケースは、農村部居住、親と同居、貧困層、早婚、子どもが無いなどの傾向がある。

9. 離婚理由には、ジェンダーおよび社会構造的要因による差異がある。男性は不倫と経済的困難、女性はドメスティック・バイオレンス、不倫、経済的困難、ライフスタイルの不一致といった理由をあげる。また、社会経済的地位の高い者は不倫やライフスタイルの不一致、低い者は経済的困難、行方不明／投獄、ドメスティック・バイオレンス、ライフスタイルの不一致を理由に挙げる。さらに、若くして結婚した者は、経済的困難、ドメスティック・バイオレンス、薬物中毒、行方不明を挙げたのに対し、遅く結婚した者は、不倫、ライフスタイルの不一致、子どもが無いことなどを離婚理由に挙げる傾向にある。

10. 離婚理由には近代と伝統双方の影響が競合して現れ、またより個人主義的な方向への移行が見られる。ライフスタイルの不一致など、近代のかつ個人主義的な理由で離婚するカップルは、都市居住、高い社会経済的地位、晩婚の傾向にある。農村部にしばしば多く見られるような、ドメスティック・バイオレンス、経済的困難、子どもが無いといった離婚理由は、「伝統的」価値観の影響を受けている。

11. ベトナムでは両親の離婚後、子どもは母親と一緒に生活するのが通例である。このことは、農村部／都市部、生活水準、子どもの数、離婚年、離婚時年齢、出生コーホート、離婚前の同居形態などにより左右されない。

12. 離婚後の住居を含めた財産分与における男女の不平等は明白である。ただし都市部の女性はまだしも恵まれており、最低でも住宅価格の半分を受け取れる。母親はさらに保護されており、子どもたち全員を世話していれば住宅の所有権を得られる。だがもしも子どもの養育を誰かと分担したり、離婚後に世話を怠ったりする場合には、母親の住宅所有権は夫のそれより著しく低いものとなる。

1986年のドイモイと門戸開放、それに続く経済の奇跡的发展は、ベトナム社会の慣習を劇的に変化させた。離婚はもうかつてのようなスティグマではない。ベトナムは変容した。市場経済に開かれて近代化を受入れることで、結婚・離婚を含めたライフスタイルや価値観も再構築され始めた。近代化のプロセスは、個人を伝統的な結婚観や家族観から解き放ち、ベトナム人たちに大きな自律をもたらした。物質的豊かさは大きく向上し、人々はもう単に家系存続の要求を満たすだけの、女性に従順と萎縮を強いるような結婚には満足しなくなった。離婚は個人が幸福追求のために行う自律的かつ合理的な意志決定の反映であるという認識に改まりつつある。男女平等が目指されるとともに、ベトナムでの女性の地位は急速に高まっている。女性は経済的に自立

し、法的にも優遇されるようになったが、そのことは、彼女たちが精神的にもより独立して、不満足な結婚からは外へ出て行く勇気を持つよう背中を後押しされたことを意味していた。離婚の頻度やパターンには個人主義と集団主義が関係している。ベトナムは西洋のスタンダードである個人主義に追いつく過程にあるが、伝統的社会においては弱い力しか持たなかった個人主義が、離婚率上昇に関して最も影響力を持った要因のひとつであると言える。

伝統的価値観と近代的価値観が様々なレベルにおいて異種共存している現状が示すのは、端的に言えば、古い社会制度が残っているのに新たな制度はまだ完成していないということである。これが今日過渡期にあるベトナムにおける、離婚の一般的モデルである。このことは、現代ベトナム社会には矛盾する傾向が存在することを意味している。伝統的観念の多くは近代の価値観に侵犯され、しかし完全には排除されずにいる。そしてその新しい価値観は、社会主義の近代化プロセスの下で形成拡大しているのである。

(論文審査の結果の要旨)

ベトナムは世界でも離婚の少ない社会である。しかしそのベトナムでもドイモイ政策以降の経済改革の進展を受け、離婚率が急激に上昇している。本論文はベトナムで最初の離婚に関する本格的な数量分析であり、現代ベトナム社会の変容を離婚を通して明らかにしようとするものである。

本論文の意義は3点に整理できる。第1点は、2つの地方裁判所が保存する2000年代の全離婚記録を入手し、データベース化して、両親との同居の有無、子どもの有無、離婚後の養育権や家屋の取得状況まで含めた詳細な分析を可能にしたことである。これまでベトナムにおいては離婚に関する分析に利用可能な数量データは国勢調査等に限られ、含まれる背景的情報も限られていた。筆者はハノイ地域の都市部と農村部にある2つの地方裁判所が保存している離婚記録を閲覧する特別許可を得て、両地域において10年間に発生した離婚の全事例、すなわち2033ケースについての情報を3年がかりで書き写し収集した。個別ケースの記録から必要情報を抽出し、数量分析に使用可能なデータベースを構築するという斬新な方法は、ベトナム国内でも高く評価されている。また、分析結果の解釈を深めるために、離婚した男女21名へのインタビューも実施した。

本論文の意義の第2点は、構築したデータベース等を用いて離婚の実態と背景的要因との関係についてベトナムで最初の詳細な数量分析を行ったことにある。まず農村部と都市部を分けると、農村部の離婚率は10年間を通してほぼ一定であり、離婚の増加はもっぱら都市部で起きていることがわかる。農村部の離婚と都市部の離婚はさまざまな点で異なる。離婚年齢は農村部より都市部の方が高い。結婚年齢も都市部の方が高いことが影響しているが、離婚までの結婚持続期間も都市部の方が長い。農村部では離婚は結婚後3年までに集中しているが、都市部では4～7年がピークであり、15年以上してから離婚もある。離婚理由も異なり、農村部ではドメスティック・バイオレンス、経済的困難、不倫が2000年代半ばまでかなりの割合を占めていたが、都市部ではライフスタイルの不一致がほとんどである。もっとも農村部でも2000年代後半には旧来の理由は減少し、ライフスタイルの不一致が多くなる。離婚時に子どもがいないう割合は農村部の方が高く、七去のひとつ「子無きは去れ」が適用されていたかに見えるが、実際にはそれを離婚理由に挙げる者は少ない。男性が離婚を主導するケースは農村部・都市部ともに4割程度しかなく、離婚後に子どもの養育者となるのも女性が6割程度を占める。離婚後に家屋を所有者するのは農村部では男性が多いが、都市部では折半するケースが多い。このほかに多変量解析も含めた詳細でかつ包括的な分析を行っている。

本論文の意義の第3点は、数量分析の結果に基づいて、ベトナムにおける離婚の変化をより広い文脈に位置づけ、現代ベトナム社会の変容を論じる理論的枠組みを示していることである。農村部の離婚を伝統的離婚、都市部の離婚を近代的離婚と位置付け、

それぞれを集団主義と個人主義に関係づける。伝統的離婚の集団主義的性格は、村と家族による何重もの調停を重ねる離婚手続きに現れている。その過程で家族・親族・村の行政組織が直接に介入し、離婚は集団で決定する問題となる。これに対し、ライフスタイルの不一致を理由とする都市部の離婚は、個人主義的であるとする。都市部における離婚が増加し、また農村部でも離婚理由に見るように都市型に近いパターンが広がっていることから、現代ベトナム社会では個人主義が影響力を増していると結論する。とはいえ、個人主義は離婚を増加させる方向にのみ作用するわけではない。典型的な近代的要素である教育レベルと離婚との間には負の相関が見られることを本論文は注意深く指摘している。その理由として、高い教育を受けた女性ほど恋愛結婚をしやすく、個人の幸福を実現しやすい選択をしていることが挙げられる。近代化は個人主義を称揚する一方で中産階級に安定した近代家族を成立させるが、その現象がベトナムでも起きていることが実証された。また、集団主義から個人主義へという、凡庸な近代化論のように聞こえるが、そこで社会主義が重要な役割を果たしているという重要な指摘もなされる。集団主義的な離婚調停のシステムは、伝統的な村社会の慣習を社会主義政権が制度化することにより成立した。資本主義化と個人の確立という段階を踏まない社会主義化を経験したということで、著者はベトナムの近代を「抜け道した近代 (shortcut modernity)」と呼ぶ。それゆえに今、個人主義が認められる時代が始まったことを特筆すべきなのである。

このように本論文は貴重な資料を用いたベトナム初の離婚の本格的な数量分析により、現代ベトナム社会の変容を描き出した労作である。しかしさらなる課題を指摘するなら、まず本論文は入手が難しい離婚事例のデータベースを構築することにより離婚した人々の実態解明に大きな成果を挙げたが、まさにそのデータの性質により、離婚しなかった人々との比較により夫婦を離婚に至らせる決定要因の厳密な分析を行うことは叶わなかった。また、ベトナムの離婚という主題を掲げるのであれば、伝統的に離婚率が低かった東アジアとそれが高かった東南アジアとの狭間で、ベトナムはどのような伝統をもちそれがどのように変容したのかという見取り図の中に本論文を位置づけることができれば、さらに大きな成果となったろう。とはいえ、これらの点の解明は、本論文の成果を土台として、異なる性質の資料や南部地域からの資料を加えて新たに取り組むべき課題である。

以上審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。2012年10月22日、審査員3名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行った結果、合格と認めた。